

陳 情 文 書 表

| | |
|--|----------------------------------|
| 平 2 7 陳 情 第 5 号 | 平成 2 7 年 5 月 2 2 日 受 理 |
| 件 名 | 「慰安婦問題」に関する適切な対応についての意見書提出を求める陳情 |
| 陳 情 者 | 秦野市桜町 2 - 3 - 2 5 石川 直幹 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p>平成 5 年 8 月 4 日の「河野官房長官談話」の発表から 2 0 年以上が経った現在、「慰安婦問題」は、沈静化するどころか、むしろ日韓間の最大の外交懸案となり、かつてない深刻な状況となっています。さらに国連機関をはじめ、米国、カナダ、豪州等当事国以外の国においても同問題は拡散の様相を見せ、日本との良好な関係の阻害要因として心配されており、地方公共団体においては、実際に同問題により友好関係が破壊される事態も発生しています。</p> <p>平成 2 6 年、政府において「河野談話作成過程等に関する検討チーム」が設置され、同年 6 月 2 0 日には「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」（以下「慰安婦問題の経緯」という。）が取りまとめられました。</p> <p>一方で、同年 8 月、強制連行の信ぴょう性を覆す朝日新聞の訂正記事などを受けて、事実に基づかない虚偽を繰り返し宣伝し、戦地に赴いた兵士や戦没者の名誉と尊厳を著しく毀損し、日韓関係を悪化させた一部報道機関に対する強い批判が相次いでいます。</p> <p>よって、国においては、不当におとしめられた先人の名誉を回復し、現在及び未来に生きる日本人の誇りを守るため、世界の平和と繁栄に寄与してきた戦後日本のたゆまぬ努力や女性をはじめとする人権を重んじる姿勢を内外に発信するべく、次の項目を実現するよう強く求めるため、地方自治法第 9 9 条に基づく意見書を国へ提出していただくよう陳情します。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 慰安婦問題の経緯で確認された事実を、日本国及び日本人の名誉を早急に回復するために、国際社会に向けて多言語で積極的な発信を行うこと。 2 日本国民の「知る権利」に応えるべく、正しい歴史認識を周知するた | |

めの広報を推進するとともに、教科書が史実に基づいて記述されるように対応すること。

- 3 終戦（1945年）から70年、日韓基本条約締結（1965年）から50年の節目となるため、慰安婦問題の経緯の内容を踏まえた「新たな内閣官房長官談話」を発出すること。